

○八千代市介護予防サロン事業費補助金交付要綱

制定	平成28年	9月21日告示第188号
改正	平成31年	3月25日告示第68号
	令和4年	3月25日告示第77号
	令和6年	3月26日告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の心身の健康の維持、要介護状態となることの予防及び要介護状態の軽減又は悪化の防止を図るため、介護予防サロン事業及び介護予防サロン準備事業に要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 市内に住所を有する65歳以上の者をいう。
- (2) 介護予防サロン 高齢者を中心とした地域住民が気軽に通うことができる場であって、高齢者の介護予防に資するものをいう。
- (3) 介護予防サロン事業 介護予防サロンを運営する事業であって、次に掲げる要件を満たしているものをいう。
 - ア 介護予防サロンを原則として1週間に1回以上開催すること。
 - イ 介護予防サロンの開催時間は、原則として2時間以上であること。
 - ウ 介護予防サロンの開催に当たり、参加する者の人数が1回当たり平均10人以上であること。
 - エ 介護予防サロンの開催に当たり、次に掲げる活動のいずれかを原則として1週間に1回以上行うこと。
 - (ア) 運動器の機能の向上に資すると認められる活動
 - (イ) 栄養状態の改善に資すると認められる活動
 - (ウ) 口腔機能の向上に資すると認められる活動
 - (エ) 認知症又は鬱の予防に資すると認められる活動
- (4) 介護予防サロン準備事業 新規に介護予防サロン事業を行うに当たり準

備を行う事業をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を満たしている団体（以下「補助対象団体」という。）に対して交付するものとする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金（介護予防サロン準備事業に係るものに限る。）の交付を受けた団体に対しては、補助金（介護予防サロン準備事業に係るものに限る。）を交付しない。

- (1) 営利的な活動を目的としていないこと。
- (2) 政治的な活動又は宗教的な活動を目的としていないこと。
- (3) 活動の目的及び運営に関する規約等の定めがあること。
- (4) 5人以上の構成員で組織すること。
- (5) 市内に介護予防サロンを開催するための屋内の施設を確保している、又は確保する見込みがあること。

2 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるもの（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 介護予防サロン事業
 - (2) 介護予防サロン準備事業
- (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象団体が介護予防サロン事業を遂行するために要する費用のうち、次に掲げるもの
 - ア 報償費（講師（当該団体の構成員以外の者に限る。）に支払う謝金に限る。）
 - イ 交通費
 - ウ 消耗品費
 - エ 印刷製本費
 - オ 通信運搬費（電信電話料及び郵便料に限る。）
 - カ 保険料（傷害保険に係るものに限る。）
 - キ 使用料及び賃借料
 - ク 備品購入費

ケ その他市長が必要と認める費用

(2) 補助対象団体が介護予防サロン準備事業を遂行するために要する費用のうち、次に掲げるもの

ア 交通費

イ 消耗品費

ウ 印刷製本費

エ 通信運搬費

オ 保険料（傷害保険に係るものに限る。）

カ 使用料及び賃借料

キ 備品購入費

ク その他市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第5条 介護予防サロン事業に係る補助金の額は、前条第1号に掲げる経費の合計額から参加料その他の収入額を控除した額又は介護予防サロンを開催した月数に次に掲げる額を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

(1) 前条第1号キの経費がかかる団体 前条第1号に掲げる経費（その経費が1月に10,000円を超える場合は、10,000円）

(2) 前号以外の団体 前条第1号に掲げる経費（その経費が1月に7,000円を超える場合は、7,000円）

2 前項第1号の補助金の額について、前条第1号キを除く経費の部分についての補助金の額は、7,000円を超えてはならない。

3 介護予防サロン準備事業に係る補助金の額は、前条第2号に掲げる経費の合計額とする。ただし、1団体につき50,000円を限度とする。

（交付申請書等）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市介護予防サロン事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市介護予防サロン事業費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市介護予防サロン事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市介護予防サロン事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告書等)

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市介護予防サロン事業費補助金実績報告書（第5号様式）によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第 1 1 条 規則第 1 3 条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市介護予防サロン事業費補助金交付額確定通知書（第 6 号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第 1 2 条 規則第 1 5 条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市介護予防サロン事業費補助金交付請求書（第 7 号様式）によるものとする。

（概算払請求書）

第 1 3 条 規則第 1 6 条第 2 項の規定による補助金の概算払による交付の請求は、八千代市介護予防サロン事業費補助金概算払請求書（第 8 号様式）によるものとする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 3 1 年告示第 6 8 号）

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 7 7 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式の内紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和 6 年告示第 1 1 9 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条第1項）

八千代市介護予防サロン事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地
申請者 団体名
代表者名
電話番号

八千代市介護予防サロン事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業年度 年度
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 交付申請額 円
算出基礎
- 5 経費所要額 円
- 6 経費の配分及び使用方法
- 7 補助事業の着手及び完了の予定期日
着手 年 月 日 完了 年 月 日
- 8 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条）

八千代市介護予防サロン事業費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市介護予防サ
ロン事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第3号様式（第9条第1項）

八千代市介護予防サロン事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認
申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地
申請者 団体名
代表者名
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市介護予防サロン事業費補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第4号様式（第9条第2項）

八千代市介護予防サロン事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認（
不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで申請のあった八千代市介護予防サロン事業費
補助金の事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定しました
ので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第5号様式（第10条第1項）

八千代市介護予防サロン事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地
団体名
報告者 代表者名
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市介護予防サロン事業費補助金について、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要した経費の総額 円

3 交付決定を受けた補助金の額 円

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第11条）

八千代市介護予防サロン事業費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市介護予防サロン事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第7号様式（第12条）

八千代市介護予防サロン事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地
団体名
請求者 代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市介護予防サロン事業費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付済額 円
- 3 交付請求額 円
- 4 振込先

金融機関	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	

第 8 号様式 (第 1 3 条)

八千代市介護予防サロン事業費補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

所在地
請求者 団体名
代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市介護予防サロン事業費補助金を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付済額 円
- 3 概算払請求額 円
- 4 振込先

金融機関	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	